

台風19号災害に伴う農地への堆積土砂の取り扱いについて

令和元年11月11日

農林部森林農地整備課

1 長野市による堆積土砂の撤去

次の区分により、土砂の排土作業を実施します。なお、実施にあたっては、地権者の同意を得て行います。

(1) 堤内農地で土砂が20cm以上堆積している区域（長沼地区）

森林農地整備課から地権者宛に土砂の撤去作業についての案内通知を送付しますので、同封されている承諾書をご提出ください。承諾書の提出のあった農地から土砂の撤去作業を実施します。

なお、長沼支所周辺で宅地に隣接する農地については、被災住宅の解体作業と合わせて工事を実施しますので工事の実施時期が遅れることをご承知ください。

(2) 土砂が5cm以上堆積している農地（堤外地を含む）

土砂の排土が必要な方は、農地災害復旧事業実施申請書兼長野市土地改良事業分担金等減免申請書を森林農地整備課（支所窓口への提出でも構いません。）へご提出ください。申請書の提出をいただいた方から順次工事を行います。

なお、工事の実施時期については、多くの被災農地の復旧作業を実施していることからお約束できません。

(3) 流失や崩落等の被害を受けた農地

農地の復旧工事が必要な方は、農地災害復旧事業実施申請書兼長野市土地改良事業分担金等減免申請書を森林農地整備課（支所窓口への提出でも構いません。）へご提出ください。申請書の提出をいただいた方から順次工事を行います。

なお、工事の実施時期については、多くの被災農地の復旧作業を実施していることからお約束できません。

2 果樹園の対応

水害で運ばれた泥により、果樹の根が酸欠状態となり枯れてしまう恐れがあります。泥の堆積が少ない場合は、浅く耕運することで土壌の呼吸作用が確保できます。5cm以上堆積している場合は、根の周りの泥を除去し、根の周りが水たまりにならないよう排水路を整備してください。

果樹の周りの除去した土砂は、農地復旧工事の際に撤去しますので圃場の隅に積んでおいてください。

なお、排土作業の実施に当たり、重機の侵入が困難な場合は、手作業による排出となり、工事の完了が遅れる場合があります。重機が侵入しやすいように堆積土砂の移動をしていただくと助かります。

3 農地のごみについて

圃場内のごみについては、生活ごみと分けて収集を行います。生活ごみの収集が落ち着いた段階で収集作業を開始しますので、しばらくの間、農地内で保管をお願いいたします。

なお、保管にあたっては、収集しやすいよう9分別してまとめておいてください。

【災害ごみの分別】

- ① 不燃物（コンクリート・ブロックがら、その他セトモノなど不燃ごみ）
- ② 金属くず（アルミサッシ、金庫）
- ③ 危険物（石膏ボード、スレート、消火器、バッテリー、乾電池）
- ④ タイヤ（タイヤ、ホイール）
- ⑤ 木くず
- ⑥ 家電（エアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、その他小型家電）
- ⑦ 畳
- ⑧ 可燃性混合物
- ⑨ 土砂混じり瓦礫（水を切って土のう袋等に入れる）

※ 流木や自動車など移動困難な物、中身の入っているドラム缶など危険なごみについては、市役所までご連絡ください。

4 農作業ボランティア

被災地のみなさんの生活再建のお手伝いをさせていただいた「(災害) ボランティア」に代わり、農地の復旧作業をお手伝いする「農業ボランティア」が活動を開始する予定です。

近日中に活動を開始しますが、まずは、農地復旧の妨げとなる農地内のごみの方付けをしていただきます。

これまで生活支援のための速やかに進めていくために、圃場内のごみの方付けをお願いいたします。なお、流木や自動車など移動困難な物、中身の入っているドラム缶など危険なごみについては、市役所までご連絡ください。

問い合わせ先
農林部森林農地整備課
Tel 026-224-5039